

	Y4	Y5
	Z4	Z5
	E4	E5

- 凡例
- 都市機能誘導区域
  - 居住誘導区域

誘導施設

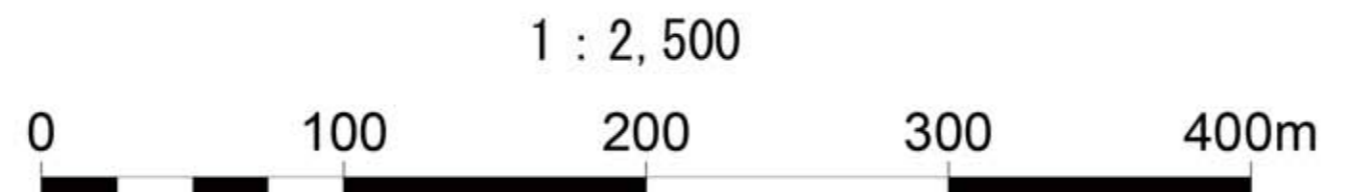
【都心地区】

- 医療施設**  
 (地域医療支援病院)  
 ・医療法第4条1に規定される地域医療支援病院
- 総合福祉センター**  
 ・松山市総合福祉センター条例(平成27年条例第16号)に規定される総合福祉センター
- 商業施設 (スーパー・百貨店等)**  
 ・以下の商業分類に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設  
 日本標準商業分類(総務省: H25.10改訂)の小分類のうち、  
 561 「百貨店、総合スーパー」  
 569 「その他の多種商品小売業」  
 581 「各種食品小売業」  
 582 「野菜・果実小売業」  
 583 「畜肉小売業」  
 584 「鮮魚小売業」
- 商業施設 (温浴施設)**  
 ・松山市温浴事業施設の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第1号)に規定される公衆浴場
- 教育施設 (大学・短大・専修学校)**  
 ・学校教育法第1条に規定される大学  
 ・ " 第13条に規定される専修学校  
 ・ " 第134条に規定される各種学校
- 文化施設 (図書館・美術館・博物館等)**  
 (図書館、美術館、博物館等)  
 ・図書館法第2条第1項に規定される図書館  
 ・博物館法第3条第1項、同法第29条に規定される美術館・博物館、博物館相当施設
- 文化施設 (ホール)**  
 ・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

【その他地区】

- 商業施設 (スーパー・百貨店等)**  
 ・以下の商業分類に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設  
 日本標準商業分類(総務省: H25.10改訂)の小分類のうち、  
 561 「百貨店、総合スーパー」  
 569 「その他の多種商品小売業」  
 581 「各種食品小売業」  
 582 「野菜・果実小売業」  
 583 「畜肉小売業」  
 584 「鮮魚小売業」
- 教育施設 (大学・短大・専修学校)**  
 ・学校教育法第1条に規定される大学  
 ・ " 第13条に規定される専修学校  
 ・ " 第134条に規定される各種学校
- 文化施設 (図書館・美術館・博物館等)**  
 (図書館、美術館、博物館等)  
 ・図書館法第2条第1項に規定される図書館  
 ・博物館法第2条第1項、同法第29条に規定される美術館・博物館、博物館相当施設
- 文化施設 (ホール)**  
 ・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

【誘導区域と災害ハザード】  
 ・誘導区域には、土砂災害警戒区域や洪水・内水・津波による浸水想定区域を含んでいます。  
 ・災害ハザードの詳細は、「改訂版まつま防災マップ」、「まつま内水ハザードマップ」、愛媛県HPなどでご確認ください。



この地図は、「松山市都市計画図(平成23年3月修正)」を基図にしています。平面直角座標値は、世界測地系に対応する。座標系: 第四系